

## IX 事故防止・感染防止に関する注意事項

医療の質の向上と安全の確保のためには、医療者として倫理観に基づいて対象に関わる責任を実感し、事故防止の必要性や重要性を認識して医療安全活動に努めることが責務である。実習施設のリスクマネジメントマニュアル及び標準的な感染防止策を理解し、遵守する。

### 1 事故防止について

人命を扱っていることの認識と責任を持ち、対象（以下家族を含む）の安全を守ることを最優先して行動する。

- 1) 看護計画立案、実施に関して積極的に指導・助言を受けるとともに、必要な報告・連絡・相談を行う。
  - (1) 朝の申し送り終了後、学生の実習計画の発表時
  - (2) 実習記録の提出とカンファレンスの時
  - (3) 担当看護師、臨地実習指導者とともにケアを実施する前後
  - (4) その他
- 2) 対象の急変や事故の場合、あわてず、落ち着いて行動する。
- 3) 看護実践にあたっては技術の原則や留意点に則り、不確かなことや自信のないことは、必ず確認してから行う。以下の内容を意識して実施する。
  - (1) 対象の状態と援助の必要性を理解し、その方法を選択する。
    - ① 対象の理解度や状態の良否と援助実施の可否の判断
    - ② 援助が対象に与える苦痛・不快、不安の予測とそれを防ぐ方法
    - ③ 援助時に起こる可能性のある事故や急変とそれを防ぐ方法
    - ④ 効果的で安楽な方法
  - (2) 学内で実施した必要物品を意識して、対象の状態に合せた物品を準備する。
  - (3) 移動介助、抱っこなど対象と密接に接触する動作の場合、危険なものは身体から取り外す。
  - (4) 対象の確認は、必ずフルネームで呼名し、ネームバンドを確認する。
  - (5) 学内で実習した方法を意識して、対象の状態に合わせた方法で実施する。
  - (6) 対象に苦痛や不快、不安を与えず、効果があがるように実施する。
  - (7) 対象の反応を確認しながら実施する。
  - (8) 後始末まできちんとする。
- 4) 対象から症状や治療に関する質問や相談があった際は、安易に返答せず、臨地実習指導者・助産師・病棟師長・教員に相談する。
- 5) 病棟や学校からの借用品は、定期的に確認し紛失のないように注意する。

### 2 感染防止について

学生自身が体調不良の時は、受け持ち対象の症状や治療、その他の要因により抵抗力が低下している場合、実習できないことがある。そのため、個人衛生を守り、感染源にならないように、また自分自身が感染しないように注意する。以下の事項を実施する。

## 1) 学生自身の健康管理

- (1) 健康診断の結果(原本)は紛失しないように自身で管理し、コピーを携帯する(携帯方法については各学科の方法による)。必ず学生氏名・検査月日・医療機関が記載された状態でコピーし、決められた方法(健康状態確認用ファイルに綴じる)で携帯する。
- (2) 感染症に関する抗体検査結果、ワクチン接種証明書、罹患歴および母子手帳のコピーを決められた方法(健康状態確認用ファイルに綴じる)で携帯する。
- (3) 定期的に受診をしている疾患がある場合には、実習前に健康状況を担当教員に報告報告する。また、実習中に受診希望する場合には、事前に教員に報告する。
- (4) 実習前および実習中に伝染性疾患の罹患が疑われる症状(発熱、下痢、嘔気・嘔吐、原因不明の発疹)が出現した場合には、速やかに感染防御措置を行うとともに実習施設へ行かず教員および臨地実習指導者への報告を行い受診する。その際、医師に実習継続の可否を確認して教員へ報告する。なお、必要に応じて、健康状態証明書(学生便覧参照)を学校に提出する。
- (5) 季節性インフルエンザ等の予防接種を受けるように努める。

## 2) 感染予防行動

### (1) 臨地実習前

- ① 日常生活において、不特定多数が集まるイベント、複数人での外食等、に参加する場合は、感染予防に努める。\*
- ② 家族と同居している場合は、家族にも感染防止を意識した行動を依頼する。\*
- ③ 標準予防策を実施する。手洗い、うがい等の感染予防行動を徹底する。\*
- ④ 検温を実施し、自覚症状の有無を確認する\*
- ⑤ 実習日前後7日間(\*期間は、実習施設の指示に従う)の健康状態・外出行動の記録を各自で管理する。
- ⑥ 発熱(体温 37 度以上)または平熱より体温が 1℃以上高い時・咳・鼻汁などの症状が1つ以上ある場合は、担当教員への連絡を徹底する。体調不良時の報告連絡経路は、実習要領別紙4の“連絡報告系統図”の流れを参照する。\*
- ⑦ 感染症を発症した同居者・接触者がいる場合は、診断名の確定に至っていない状態であっても症状の有無や程度について、速やかに教員に報告する。\*
- ⑧ 感染対策に必要な物品を実習施設の指示に従い準備する。\*(サージカルマスク、携帯用擦式アルコール消毒剤、ビニール袋、アイまたはフェイスシールド等)
- ⑨ 室内で人と接する際は、常にマスク(Level1以上もの)を着用し、標準予防策に則った対応をする。\*

### (2) 臨地実習期間 \*については、(1)臨地実習前 と同様に実施する。

#### <通学>

- ① 実習先へ移動する際には必ずマスクを着用し、ソーシャルディスタンスを心掛ける。
- ② 公共交通機関等を利用し、実習先へ移動する際には、必ずマスクを着用し、必要に応じて手指衛生を行う(例:電車内の手すりや吊革につかまった後など)
- ③ 食品・日用品の買い物以外は寄り道せず、病院と自宅との往復のみとする。

#### <実習施設内>

- ① 更衣室での着替えは、密を避ける(更衣中は会話をせず、短時間で着替える)。
- ② 標準予防策を確認する。衛生的手洗い、手指衛生のタイミングなどを確認する。病棟に行く前、病棟から戻ったときには手指消毒を行う。
- ③ 必要時、手袋・エプロン・フェイスシールドなどを使用する。

- ④ 荒れた手や炎症を起こしている手で、直接感染源に触れない。手指衛生による刺激性接触皮膚炎の発症を抑えるため、ハンドローションやクリームで手の皮膚をケアする。
- ⑤ 血液や血液を含む体液で汚染された場合には、臨地実習指導者、担当教員に報告し、適切な汚染除去の手順をふむ。ごみの分別は、病院の規定を遵守する。
- ⑥ 他の学生や実習担当教員、実習先施設職員と接触する際には、マスクによる飛沫防止とソーシャルディスタンスを保てるよう、常に意識する。
- ⑦ 適切なタイミングでの手指衛生、室内の換気、環境消毒などを徹底する。
- ⑧ 実習で使用した実習先の物品(体温計・SpO<sub>2</sub>モニター・血圧計等)の消毒は、実習先施設のルールに従う。
- ⑨ カンファレンス等は密を避け、換気ができる部屋で、短時間で効率的に実施する。
- ⑩ 実習着(ユニフォーム)はビニール袋に入れて持ち帰り、毎日洗濯する。
- ⑪ 実習時間内のマスクの取り扱いや処分方法は、各実習施設の指示に基づいて行う。

### 3) 受け持ち対象選定について

- (1) 以下の感染症対象は受け持たない。

COVID-19、HB 抗原陽性、HCV 抗体陽性対象及びその疑い、HIV 陽性梅毒反応陽性、ノロウイルス、インフルエンザ、マイコプラズマ、MRSA 陽性緑膿菌感染 等
--

ただし、受け持ち可能な対象がない場合は、臨地実習指導者と担当教員の判断によりこの限りでない。受け持ち期間中に上記が判明した場合、受け持ち対象を変更する。しかし、やむを得ない場合は、感染症対象の対応を再学習し、臨地実習指導者や担当教員の指導を受けながら、受け持ちを継続する。やむを得ず受け持った場合は、教員は必要事項を別紙報告書に記入し、速やかに関係者に提出する。(別紙3参照)

- (2) 受け持ち以外の患者の検査・処置・日常生活の援助を行う場合、上記の感染及び感染の疑いがないことを、必ずカルテと臨地実習指導者に確認する。また、注射針を取り扱うものは絶対に行わない。

# 感染症の患者の受け持ちについて (報告)

別紙3

報告日 令和 年 月 日

学校名

担当教員

標記について以下の通り報告します。

- 1 実習施設・病棟名：
- 2 実習学生氏名：
- 3 感染症の種類：
- 4 受け持ち期間： 令和 年 月 日～ 月 日
- 5 受け持たざるを得ない理由（あるいは受け持ちを継続する理由）（該当する方に○）
  - ① 他に受け持てる患者がいないため
  - ② 実習途中で感染症であることがわかったが、患者との関係性が構築されているため
- 6 指導内容
  - (1) 学校側 （該当するものに○）
    - ア 今回の感染がもたらす健康への影響や感染経路
    - イ 注意すべき症状やデータ
    - ウ 他への感染を防ぐ方法について
  - (2) 病棟側  
本ケースの場合の感染防止に向けての留意点およびそのための具体的な方法

<病院側>

病棟師長	臨地実習 指導者

<学校側>

教頭	教務主任	実習調整者